

介護保険施設・介護サービス事業所
高齢者入所施設等 御中
(松江市に所在するものを含む)

島根県健康福祉部高齢者福祉課

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の申請受付について

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の補助金については、令和 6 年 4 月 3 0 日付け事務連絡により、5 月 2 0 日から申請受付を再開する旨お伝えしていたところです。

その際、受付再開後の申請については、交付要綱改正後の様式により行っていただく旨を併せてお知らせしておりましたが、今年度の本事業予算について、来月予定される 6 月定例県議会に上程する予定であることから、改正要綱の発出は議会終了後(7 月上旬)に行うこととし、当面の手続きは下記のとおりとしますので、ご確認いただくとともに、必要なお対応につきましてよろしく申し上げます。

記

1 当面の手続き

交付要綱及び申請様式について、令和 6 年 7 月予定の改正案を島根県ホームページに掲載しますので、こちらにより「仮申請」を行ってください。

2 仮申請受付期間

令和 6 年 5 月 2 0 日～令和 6 年 6 月 3 0 日

3 補助対象経費

令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日の間に発生した経費に係るもの

4 提出先及び提出方法

島根県ホームページから所定の様式をダウンロードいただき、以下のアドレス宛にメールで提出してください。

○ホームページの掲載先

県高齢者福祉課のトップページ

>介護保険(事業者向け)

>目次の 13「助成制度」

>介護サービス提供体制確保事業(新型コロナウイルス感染症対策)

○提出先アドレス: kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp

5 留意事項

- 仮申請にあたっては、島根県ホームページに掲載する改正案により、交付申請書（様式第1号）を除く必要書類を作成し提出願います（交付申請書については7月上旬に改めて提出を依頼します）。
- 仮申請時に交付申請書を提出されてもけっこうですが、その場合は日付を空欄としてください。
- 今回申請を予定される場合は、上記の仮申請受付期間中に必ず仮申請を行ってください。

【問い合わせ】

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護サービス提供体制確保事業担当

TEL 0852-22-5301, 6337 FAX 0852-22-5238

E-Mail kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp